（第一局外務検査課総括副長（調査官））同　大須賀　操
第一局外務検査課経済協力検査室長に昇任させる
（第二局厚生労働検査第三課専門調査官）同　清水　茂
第二局厚生労働検査第二課専門調査官に配置換する
（第四局監理官付総括副長（調査官））同　篠原　彰
第二局厚生労働検査第三課専門調査官に昇任させる
（事務総長官房能力開発官付総括副長）同　遠山　正則
第二局防衛検査第一課統括調査官に昇任させる
（第三局国土交通検査第一課総括副長（調査官））同　岩城　龍夫
第三局国土交通検査第二課統括調査官に昇任させる
（第一局外務検査課経済協力検査室長）同　藤原　敏
第四局農林水産検査第一課農林水産統括検査室長に配置換する
（第四局農林水産検査第二課総括副長（調査官））同　藤田　明
第四局農林水産検査第二課統括調査官に昇任させる
（事務総長官房会計課会計管理官）同　松本　春雄
第五局上席調査官（融資機関担当）付専門調査官に配置換する
（第四局農林水産検査第四課総括副長（調査官））同　北村　康則
第五局上席調査官（郵政担当）付専門調査官に昇任させる（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

認定社内検定の名称の変更等に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により平成十九年十月二十三日付けで認定した日産ディーゼル工業株式会社に係る社内検定について、認定規定第六条第二項の規定により認定事業主の名称の変更の届出を平成二十二年三月八日付けで受理し、認定規定第六条第一項の規定により認定社内検定の名称の変更を同年三月十日付けで承認したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更前の認定事業主等の名称	日産ディーゼル工業株式会社
変更後の認定事業主等の名称	UDトラックス株式会社
変更前の認定社内検定の名称	日産ディーゼル社内技能検定
変更後の認定社内検定の名称	UDトラックス社内技能検定

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月一日

中部近畿産業保安監督部長　清水　篤人

一　名称	株式会社ユニ・ハンシュアリング
二　住所	大阪府吹田市南金田二丁目二十八番二十五号
三　指定地域	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
四　指定の区分	一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設の保安検査　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査
五　指定年月日	平成二十二年三月十一日

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年三月十九日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	刈谷市若松町二丁目他地内開発後街区確定図
	刈谷駅南地区第一種市街地再開発事業調査簿

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	東京都足立区花畑地区確定測量図
	東京都足立区花畑地区調査簿

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月三十日（火）

○一般案件（抜粋）

一、市町村合併支援本部の廃止について（決定）（内閣官房）
一、青少年育成推進本部及び規制改革推進本部の廃止について（決定）（内閣府本府・内閣官房）
一、消費者基本計画について（決定）（消費者庁）
一、食料・農業・農村基本計画の変更について（決定）（農林水産省）
一、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針について（決定）（環境省）
一、マレーシア首相ナジブ・ラザク閣下及び同令夫人の公賓待遇について（了解）（外務省）

公告

諸事項

工場財団

石川県金沢市大野町四丁目ソ2番地**東西オイルターミナル株式会社**の工場財団に静岡県焼津市飯淵2026番地東西オイルターミナル株式会社大井川油槽所工場及び熊本県八代市大島町5058番地東西オイルターミナル株式会社八代第一油槽所工場及び熊本県八代市大島町5062番地東西オイルターミナル株式会社八代第二油槽所工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成22年4月1日

金沢地方法務局金沢四出張所

道路交通事業財団

千葉県市原市五井中央東1丁目1番地2**小湊鉄道株式会社**の道路交通事業財団の組成物件の追加による変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年4月1日　千葉地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人矢野収蔵の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成22年4月1日　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成22年3月25日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年4月1日

熊本地方法務局長　宮平　進

記

氏名	山部今朝喜
所属する司法書士会	熊本県司法書士会
登録番号	熊本第218号
事務所の所在地	熊本県熊本市大江四丁目10番1号
違反行為	登記申請意思確認義務違反及び本人確認義務違反